



ぬくもり

[平成25年10月15日発行]

輝く人とまち 人 つながる可児 —「参画」と「協働」による“市民中心のまちづくり”

心のそだち



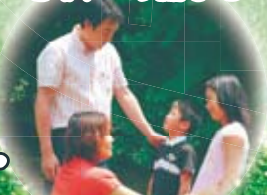
お母さんが読んでくれた本に涙しました。

秋は心田に種まきを!



芽ぶき

子供への励まし



すてく 2人ともがんばったね!

ぬくもりの



花咲き

感謝の心

いつもおじいちゃん
おばあちゃんありがとう!

兄弟のきずな

・お兄ちゃん一緒に吹こう!
・おう!高くとんだなあ!



何事にも極める人に

実を
むすぶ



きずき合える人に



特別寄稿 アールは「社会包摂」の拠点へ。



可児市文化創造センターアール
館長兼劇場総監督 衛 紀生

年収112万円以下の世帯で育てている子どもが6人に1人いる、と聞いて驚かない人はほとんどいない。15.6%の子どもが「貧困線」と言われる国民の平均世帯年収の半分の収入世帯で生活してしまっている格差です。

子どもは「社会の未来」です。日本の未来が明るいものではないことが危惧されます。問題は経済的な格差にとどまりません。それが教育格差になり、医療格差、福祉格差、いのちの格差になり、終には「望む力もない」という希望格差になっていきます。

米国ほど酷くはないですが、日本の格差社会は日々歳々奈落の底に向かっていきます。「社会包摂」という考え方があります。

どのような境遇にあっても一人の人間として尊重され、「ミニマムの一員」として迎えられ、他者と関わることで人間的に成長する、という格差や差別を社会全体で包んで弊害をなくそうとする福祉社会形成の考え方は、

文化芸術では「違い」は豊かさを生みます。皆が違つてだから良いが文化芸術の考え方は、したがって、本来の文化施設は、社会包摂の拠点であるべきです。

アールはそのための「まち元氣プロジェクト」と呼ばれる「ミニコミュニティ・プログラム」を年間500回、可児市民に向けて発信しています。

それによって地域社会からの信頼を得て、来館者数も45万人に近づき、観客数も4万人を超えました。

その経営手法が、全国15館しかない「国の特別支援施設」として認められたのです。

アールは、これからも可児市民に寄り添い、共にある、と断言します。

目次

● 演劇会(2月1日)参加者募集! 水澤心吾氏 2

● 特集「企業(組織)での人権②」
パワー・ハラスメントについて 3

● コーナー 4

● ある日その時 ● 可児ぬくもりネットだより
● ぬくもりまゆちゃん⑬ ● 他

発行

可児市人権啓発センター(可児市総合会館分室内)
〒509-0203 可児市下恵土5166-1 TEL/FAX 0574(63)7990

ホームページ

可児ぬくもりネット

検索

アドレス <http://www.kani-nukumorinet.jp/>

募集

20代からNHK「連続テレビ小説」でおなじみの実力俳優

水澤心吾の一人芝居

「ぬくもり演劇会」(仮称)

演題:杉原千畝物語「決断 命のビザ」

※杉原千畝
となり町の八百津出身のユダヤ人が最も尊敬する日本人

入場料
無料

日本のシンデラー 杉原千畝



たった一人の決断で
ナチス・ドイツから
ユダヤ人約6,000人を救う!



あなたは、その真実を
知っていますか?

募集内容

往復ハガキ1枚で
2名まで入場可
(抽選有)

募集人員
150名

- ・場所
市文化創造センター
(小劇場)
- ・開催日時
H26年
2月1日(土)
12:30(開場)
13:30(開演)
- 車いすO.K
- 託児なし

申込み期間

H25年
11月20日(水)~
12月25日(水)
(消印有効)

<input type="checkbox"/> 往信 〒5090203 可児市人権啓発センター行 (左)	可児市下恵士5166の1 可児市総合会館分室内 ※何も記入しない (右)
--	---

<input type="checkbox"/> 返信 ※自分(代表)の氏名 ※住所 ※当日この葉書持参 (左)	電話番号(代表のみ) 参加者氏名 ①氏名 自分(代表)の名前 ②氏名 ある場合のみ ※車椅子の希望のある方は明記してください。 (右)
--	--

主催(共催): 可茂ロータリークラブ
可児市人権啓発センター
後援: 可児市・八百津町
可児市教育委員会 他



平成25年度前期主な活動の報告 (4月~実績)

6/15
他

- ・機関紙「ぬくもり」6月号発行
- ・(市)人権啓発センターだより発行
- ・まんが「ぬくもり物語」①創刊



機関紙「ぬくもり」

まんが「ぬくもり物語」創刊6/1

6/16

第5回 人権本巡回制度スタート
(ぬくもりブックス・フロー)

本センター蔵書と市図書館の人権本を学校へ1ヶ月ずつ巡回する制度
 本年は市内全小学校2コース(11校)
 本内容: 児童・先生用各20~30冊
 (人権本検討会)

(市)図書館の協力を頂いています。

5/19

人権街頭啓発活動

・今渡公民館(まつり会場於)
対話者数
1,215名
・桜ヶ丘公民館
11/3(日)
(予定)



7/12
9/20

標語・300字小説募集

- 結果・応募者総数: 1,798人
(応募者内訳)
 ●標語: 1,571人
 ●300字小説: 227人
 ●小学校: 1,383人
 ●中・高・一般: 415人
(最多応募校)
 ●南帷子小学校 ●中部中学校
(入賞作品選考)
 ●第1次~第3次選考: ~10月中旬
 ●入賞者発表: 11月初旬



入賞作品審査会のようす

10/3
11/7

第3~4回
子どもぬくもり教室

- ・対象学年: 小学校中学年(3~4年生)
- ・実施校: 10/3(土田小) 済
11/7(東明小) 予定
- ・所要時間: 40分位

内容

- 絵字を書く有名なゾウ「ゆめ花」の書いた字
- 書いている模様の映写
- 「ゆめ花」の描くみるを雇用他をツールとした人権教育を演出



6/20

研修会
(市)人権啓発センタースタッフ

- ・愛知県東海市立「細井平洲記念館」視察
- ・同館館長講話



特集

「企業(組織)での人権」②

～パワーハラスメント(パワハラ)は、人権侵害(蹂躪)で犯罪です～

- 前回6月号(52号)にて、パワハラの意味と原因また解決法等を解説しました。
- 今回は、パワハラの実例と法的責任・対応を考えてみました。

可児市では、市民等がこうした理不尽・不条理なことに遇しないよう努めています!

<パワハラの実例>

企業(組織)でのパワハラは、主に主従関係ある上司からと部下から起こることに分かります。

(上司から部下へのパワハラ)

主に職権を背景に業務範囲を超え継続的に人格の尊厳を蹂躪するケースです。

(部下から上司へのパワハラ)

主に扇動して仲間づくり等をして極度の無理強いを迫ったり、偏見・作為による強要等をするケースです。



<パワハラの実例> (被人権蹂躪者を守るために!)

(主に上司からのパワハラ) — 「あの人は、口が悪い!」では済まされないのです。

- ①一人ではできそうにない業務を押しつけ、始めから達成不可能な目標を課して、未達成時に罵倒したりする。(主にマネジメントのみで、業務の知識・能力が不足している人に多く、I・T関連の事案が多いとされる)
- ②ちょっとしたミスでも容赦なく叱責・暴行・無視・冷遇等。(直情型・性格きらい・家庭トラブルでのイライラ等によることが多いとされる)
- ③職場で無視され、仕事を与えない。(不条理なリストラ策等)
- ④繰り返しの人格攻撃「お前は、ダメ人間だ!・愚図だな!・才能が無い!・三流大学出だから!」等で心身を書した場合(完全に人権蹂躪の例 — 即・本人と会社を訴えられる例)
- ⑤時間外に本来以外の仕事を理由なく命じる(いじめ・いやがらせ・リストラ策等とする例)

(主に部下・また両方からのパワハラ)

- ①私的な性格や家族の悪口を言いふらす。(プライバシーの侵害)
- ②仲間と結託して扇動し、無理強いを言い、困らせる。(部下からが多い)
- ③殴られる、暴力をふるう。(傷害罪となる)
- ④派閥をつくり、強く他を排斥する。(理由なく、その人のみ絶対飲み会に誘わない等)

<パワハラの実例> (被人権蹂躪者を守るために!)

(加害者の犯罪責任)

- ①不法行為での損害賠償責任(民事責任・慰謝料の支払い)
- ②場合により、傷害罪・暴行罪・名誉棄損罪・侮辱罪等(刑事責任・禁固・懲役等)

(会社の犯罪責任)

- ①加害者の使用たる会社責任 — 不法行為責任(民法 709 条)・使用者責任(民法 715 条) 共同不法行為責任(民法 719 条)・債務不履行責任(民法 415 条)
- ②会社そのものの責任 — ①安全配慮義務 ②職場環境配慮義務 ③債務不履行責任



身心衰弱者が、泣き寝入りをしないために!



解決
対策

- ①証拠収集 (・被害者継続日記 — いつ・どこで・誰に何をされたか) (・録音記録・目撃者証言・医師診断書 等)
- ②社内窓口相談(即対応可否・会社責任) ③社外窓口相談 ④弁護士相談 等

「里親制度」の時代



★10月は里親月間(10月4日:里親デー)です。「養子制度」とは違いますが――

(1) **あらまし**:原則18歳未満の子どもの中には、生まれとも親のもとで育ててもらえない子どももいます。(例:両親死亡・棄児・虐待等)こうした恵まれない環境に生まれ、くそ子を養護するのが里親制度です。

(2) **里親の役割**:自宅等で共に生活することにより、豊かな家庭生活を味わい、人として成長できるように努めるのが役割です。

(3) **里親の決まり等**:①その選考不可。②親権者へ承継。③無血縁「真実告知」要。④生誕来歴不問。⑤里親手当給付。⑥経済困難無。⑦更新期間5年⑧短期委託(夏休み等有り)

(4) **主張**:里親は子どもにない人の制度ではありませんが意を解すればなれます。子どもは、親を選んで生まれることにはできませんので、どんな事情があろうとも、子どもには、人間としての次の権利を持つことができないのです。

安心して生きる権利・守られる権利のびびりと言つ権利・参加する権利

(1)子どもの権利条約「児童福祉法」(1) **あの子どもも世界で一人しかいない大切な子どもたちであるのを守らなくては**

大人のぬくもりある自覚から未来ある恵まれない子どもの言みをこの思いで里親の方々は、尽力されているのです。対象児童、約4万7千人 / 里親の合計約4,300人(約9%)

未だ理解が不足しているのです。

★詳しいことは左記にて相談ください。

相談日 10月19日(土)10時~16時

【相談先】岐阜県中濃子ども相談センター

0504-251-3111(代)

まゆちゃん13

〈夏休み楽しかったが宿題は?〉

作:多々ス/画:miho



(本作品は、全て本職員でつくられています)

心の響き

(本センターホームページ)

可児ぬくもりネット だより

(今週のビタミンから)

「はぐくもう思いやりの心」で

「はぐくもう思いやりの心」は、本センターが平成3年に創設された時からキャッチフレーズです。

「はぐくもう」の意味は、他人任せでなくあなたがそのことを担うていただきたい意味があります。

いじめや差別・偏見を受けて苦しんでいる人を見て見ぬ振りをしてしないで、自ら声をかけて上げてあげると共に、そのことを解決して上げる等のこうしたぬくもりのある気質を二人一人に広げていくことを言っています。

「思いやり」は「思い遣り」と書きます。遣り(やり)とは、派遣等に使われているように、東日本大震災の東北に職員を「派遣する」等に使われます。すなわち相手のことを心配して上げる意味があります。

「おもいやりの心」は、そうした自分を大切に思う心を相手の心まで運んであげ、相手のことを自分のことのように気に掛けながら悩み苦しみを共に良い方向に解決してあげる心(詩人・桑原律香よりのことを言っています)です。子どものいじめ問題も、その大人た

今週のビタミン 投稿日:2012年9月6日編

ち自身の言動が背景にあります。

大人世界では、何でも有りの悪行・欺瞞が今、横行しています。

世の先達の多くまでもが、「心ごと」が益々貧弱なため、これから生きる子どもたちへの影響は、さらに大きくなり、「ダモクリスの剣」のように、髪の本で吊るされた剣が、頭の上について落ちるかとの危機感を持ちます。

大人の背中を見て育つ、子どもをはぐくむのは大人自身の責任です。

「まゆちゃん」も、親から生まれた子どもの行為ですから親が育まなくては、究極的解決になりません。このことを大人のみんなが悟らなくては、小手先の対応で終り、そのとき限りとなります。

大人の社会全般にわたる思いやりの対応が、今こそ大切です。

共に、自らの周りにおける事象への思いやりの輪が少しでも大きくなるよう尽力しようではありませんか。



編集後記(香霧のひかり)

〜秋の風景の思い〜

秋は愛でるものが多い。9月19日の、「中秋の名月」は、満月であった。(次の満月は8年後)澄んだ秋の夜空に昇る満月をすすきの原で観るのは、格別である。

また初秋には「月見草」もある。太宰治著の「富嶽百景」に、有名な文がある。9月に御坂峠の茶屋付近で月見草をみて「おんおん」の富士の山と立派に相對峙し、みじんにも揺るがず、なんとというか金剛力草とも言いいたいくらい、けなげに立った、あの月見草はよかった。富士には月見草が良く似合う。という文である。秋の月と富士を愛でることは、このように相對峙する(すき)や「月見草」があつてこそ、絵画・小説・詩歌の文化が参みでてくるもの。

人権の活動も、多くの人が生き合いながら、ぬくもりの幸せの笑顔の名画「あつち」にも、こつちにも「あつち」になるのを愛でられたら幸せです。

最後に、アーラの衛館長の寄稿に感謝します。

(編集者:川手晴猛)